

平成28年9月21日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

17番 吉原武藤

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏  
次 長 江上新治  
議事係 長 吉永和彦  
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
副	教 育	浅	井	雅
技	監	松	尾	定
総	務 部	北	川	政
企	画 財 政 部	平	川	剛
営	業 部	井	上	祐
営	業 部 理 事	千	賀	耕
営	業 部 理 事	小	田	修
く	ら し 部	大	宅	敬
く	ら し 部 理 事	井	上	将
こ	ど も 教 育 部	諸	岡	隆
こ	ど も 教 育 部 理 事	水	町	直
ま	ち づ く り 部	古	川	清
山	内 支 所	橋	口	一
北	方 支 所	岩	瀬	清
会	計 管 理 者	中	野	博
上	下 水 道 部	笠	原	孝
総	務 課	川	久 保	和
財	政 課	松	尾	徹
企	画 課	古	賀	龍 一 郎
選	挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	神	宮	一 文
監	査 委 員 事 務 局 長	末	藤	勇 二
農	業 委 員 会 事 務 局 長	永	尾	淳 一

---

議 事 日 程 第 7 号

9月21日（水）10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 第53号議案 | 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2  | 第54号議案 | 武雄市税条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）                           |
| 日程第3  | 第55号議案 | 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                    |
| 日程第4  | 第56号議案 | 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第5  | 第57号議案 | 平成27年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）            |
| 日程第6  | 第59号議案 | 平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）               |
| 日程第7  | 請願第2号  | 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）                  |
| 日程第8  | 第58号議案 | 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）                      |
| 日程第9  | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）                          |
| 日程第10 | 諮問第3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）                          |
| 日程第11 | 諮問第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）                          |
| 日程第12 | 諮問第5号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）                          |
| 日程第13 | 諮問第6号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）                          |
| 日程第14 | 意見書第2号 | 参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）            |
| 日程第15 |        | 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）                                     |

---

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号から諮問第6号までの5件及び議員から提出されました意見書2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがって、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

#### 日程第1・日程第2 第53号議案・第54号議案

日程第1. 第53号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2. 第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の2議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第53号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第53号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、公職選挙法施行令に規定される公営単価基準の見直しが3年に一度行われており、今回は平成26年4月に消費税が5%から8%に増加されたことを踏まえ選挙運動用自動車の使用や、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第54号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正及び地方税施行令並びに地方税施行規則の一部改正に伴うもので、主だったものとしたしましては個人及び法人税に係る延滞金の計算期間の規定整備、固定資産税非課税適用を受けている独立行政法人の名称変更に伴う条文改正、医療費控除の

特例改正などの説明を受けました。

委員からは、医療費控除の特例について現行の医療費控除との併用が可能かという質疑がありましたが、現行の医療費控除との併用はできないことということで説明がありました。今回の特例は、健康増進や疾病予防に係る薬の購入費が控除の対象となるということでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 53 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 54 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第 3 ・ 日程第 4 第 55 号議案 ・ 第 56 号議案

日程第 3. 第 55 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第 4. 第 56 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 55 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

おはようございます。福祉文教常任委員長の報告をします。

第 55 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、日本と台湾との間で二重課税等を排除する目的で民間租税取決めが結ばれ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市民税で分離課税される利子や配当が国保税算定に用いる総所得金額に含まれることから今回、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正するものと説明を受けました。

なお、施行期間は平成 29 年 1 月 1 日とされております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決するべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

第 56 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の第 4 条で、助成の制限が規定されており、制限の規定は児童扶養手当法施行令の条項を引用してあります。今回この施行令の一部が改正され、政令第 2 条の 4 第 2 項の次に第 3 項から第 5 項まで追加されたことにより、引用していた条項に項ずれが生じたことに伴い条例の一部を改正するものと説明を受けました。

したがって、今回の条例の一部改正による医療費の助成対象者等に変更はなく、項ずれによる条文整理のみの改正になることだそうです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 55 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 5～日程第 7 第 57 号議案～請願第 2 号

日程第 5. 第 57 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 7. 請願第 2 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願を一括議題といたします。

以上の 3 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

第 57 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 57 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 27 年度武雄市水道事業会計決算により 1,379 万 9,239 円の純利益が発生し、この純利益については、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいとのことでした。

また、前年度未処分利益剰余金のうち 8 億 9,648 万 6,453 円については、企業会計の見直しにより、みなし償却が廃止されました。具体的に例をとって説明を受けましたが、もともとの事業を 10 億と想定した場合、5 億の補助金と 5 億の単費で控除した場合に 5 億だけを償却していたわけですが、補助金はみなし償却しないということでしたが企業会計の導入により補助金のほうも償還するようになった。ただ、実際建物はできてしまっているので資本にしたと。つまり、価値をあらわしたということであるということの説明を受けたところであ

ります。

審査課の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

第 59 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 2 項 2 目公共下水道事業費の東部エリア管渠布設工事は、公共下水道で取り組む予定の東部エリアにおいて大規模開発が計画されており、公共下水道への接続を促進するため市道部に管渠を埋設するものとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第 2 号に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

請願第 2 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

この請願文書中で① T P P 協定には関税の撤廃・削減をしない除外規定が一切存在しないと断言していることについては、日本はほかの交渉参加国よりも多くの品目で関税撤廃の例外を獲得していること、さらには②附属書で日本だけが農産物輸出大国 5 カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられているということについては、この規定はあくまで協議を行うとされているだけで、協議の結果関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められていない。再協議を行ったとしても日本の国益を害するものについては合意することはない。万が一、協議の結果関税を撤廃する方向で見直しをすることになり協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となるわけで事実誤認が見受けられることから委員会としては慎重審査の結果、全会一致で不採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔7番「7番」〕

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

1点だけお尋ねいたします。

今、経過の説明をいただきましたけれども、臨時国会でTPP協定の批准は行わないことという願意についての審査はどのようにされたのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

願意について、どのように審査をしたかということですか。

〔7番「はい」〕

願意について、そもそものこの請願の中身を委員会で慎重審査をしまして、中身について事実誤認があるということで不採択ということになった次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第57号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第57号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、請願第 2 号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

〔7 番「7 番」〕

7 番池田議員

#### ○7 番（池田大生君）〔登壇〕

請願第 2 号、臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

今、委員長のほうから御説明をいただきましたけれども、事実誤認があるということでした。中身について明確な資料等示されていない中で、どのような事実誤認があったのかとわからない点もありますけれども。

現在ですね、米における影響がないという中に S B S という売買同時入札、国の管理下で行われている制度においても米には影響がないということですが、輸入米と国内産米と価格に差は出ないということでしたが、調整金等の利用で価格差が生じているのが現在現状でございます。

そういう中において影響試算額も、国の試算額が最大で 13.8 億円。J A 佐賀中央会、県農政協議会の試算額においても最大 275 億円とこれだけの、約 20 倍の開きがある中にこのまま T P P が批准されていくのが、内容が明らかにならない中に批准されていくことに不安や懸念があるのは現実でございます。

また、臨時国会にこだわらず慎重に審議という数字が 73.2%ある中に、確たる説明が求められているのが現状ではないでしょうか。

また、ヒラリー・クリントン大統領候補も 8 月の演説で大統領になっても反対と表明をされております。また、さきの安倍首相との会談で T P P については報道ですが、反対の立場を表明または否定的な立場という報道もあっておりました。

農業者においてはですね、この T P P のこの臨時国会での批准に対して物すごい関心がある中、国での確固たる説明、対策等見えていない部分がたくさんあります。農業団体の中には、ほかにも T P P 断固反対とかステッカーを張っておられる団体もございます。この T P P に関する問題は農業者の非常に一番重大な関心の一つでもあります。

慎重に審議をしていただくことも含めてですね、この臨時国会での願意は、臨時国会で T P P 協定の批准を行わないことということに皆様の御意見を賛同いただきまして農業者の声を、国の施策ではあります農業者の声を国に届けることもこの請願の意味ではないかと思ひ、皆様に賛同をお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

3 番朝長議員

○3 番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。ただいまの臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願について、反対の立場で討論を申し上げます。

今、池田議員による説明がございましたが、まず皆さんに思い出しておいてほしいことがあります。まず、平成の開国という言葉があります。これはだれがいつ言ったかといいますと、2011 年 1 月に当時民主党の菅直人首相がスローガンとして T P P の交渉に参入するという大きな意思表示としてスローガンを掲げたときの言葉が平成の開国であります。そこから日本は T P P 交渉に参加することを前向きに検討していくということで交渉に入っていく、そしてそれを引き継いで今、安倍政権が交渉にあたっていると。そういう経緯がまずあるというのを踏まえておきたいと思います。

そして、あとはこの請願の内容にちょっと沿っていきたいと思いますけれども、まず最初の 2 行目から 3 行目あたり、T P P 反対の国民の意思は明らかですと書いてありますけれども冒頭に述べた経緯、民主党政権から自民政権にかけてずっと前向きに交渉しているということや、例えばもちろん農業についてはかなり厳しい条件があるちゅうのはわかりますけれども片方ですね、商工業団体の日本を代表する団体である日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会という、こういう大きな団体が連名でつい 2 カ月ほど前、4 月 13 日に T P P 協定の早期実現を求める、そういう要望を安倍首相に提出されております。そういった状況を鑑みますとですね、この T P P 反対の国民の意思は明らかですと書いているこの表現はちょっと間違いであろうと、国民の意思を代表した意見ではないというのは明らかです。

ということですね、あとほかにも農業だけの意見を取り上げて国民全体が反対してるような、こういう表現をされているということに非常に違和感を感じます。

あと、続きまして情報開示の件ですけれども、これはもう国と国の交渉においてですね、交渉途中であらゆる情報を出していたらもう収集がつかないと、これはもう想像にかたくないと思います。国から選ばれた代表が国と国のお互いの利益、利害をぶつけ合いながら交渉を進めていく、それが国家間の交渉でありますからすべての情報を開示する、それを求めるということ自体、私には理解できないといいますか不可能であろうと思います。やはり選ばれた代表に任せる。そうしないと国家間の交渉は成り立っていきません。それで、その中で公開可能な情報については出していく。そういう努力は政府としてもされているというのはおわかりだと思います。農水省のホームページを見ても可能な限り情報は出してあります。そういうことを踏まえてですね、情報が少ないからというのは反対の理由にはならないかと思えます。

そして中段にですね、農林水産分野の重要 5 項目などの聖域の確保を最優先し、これが確

保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとするとした国会決議に違反しているという文言がありますけれども、脱退を辞さないというのは脱退するということではない。これは皆さんおわかりだと思います。例えば、これは辞さないという言葉は思いの強さ、覚悟の重さを示すものであって、例えば覚悟を持って志が遂げなければ死をも辞さないというのは死ぬということではありませんよね。死にません。ということでそういう思い、農業を守るという強い決意をあらわすのがこの辞さないという言葉です。つまり、国家間の交渉の中でどうしても譲らざるを得ない項目等があった場合は国内政策でそれをカバーしていくと。そういう農業を守るという強い国としての意思をあらわす言葉であって、決して国会決議に対する違反という捉え方は決してできないものであろうと考えます。

それと最後ですね、アメリカの大統領候補が反対していると、確かにそのようですね。きのうも安倍首相とクリントン大統領候補が会見されて、クリントン候補は消極的な発言をされているようです。

さっき、これに関してですけど先ほど紹介しました商工会議所等が出されているT P P協定の早期実現を求める要望書。これをちょっと長いですからちょっと要約して要点だけ読ませていただきますと、T P P協定は21世紀型の画期的な経済連携協定であると。T P P協定を積極的に活用して我が国経済を本格的な成長軌道にのせることこそ成長戦略の要である。我が国として率先して承認することで米国を初めとする他の参加国の国内手続きを促すべきであると。

こういう日本を代表する経済団体が、とにかく日本が先頭に立ってT P P交渉を先に進めてくれと、こういう要望を出されているわけです。ほとんどの、主たる企業はほとんど加盟されている団体だと思います。そういう団体が、日本が先頭に立って進めてほしいという要望を出されている。これはどういうことかということ、日本の経済を背負っているのはどうしても技術力を生かした商工業。これが日本の経済を引っ張っていくしかないとは私は考えております。それに携わっている人たちがこういう要望書を出すというのは平等な条件で戦えば日本は負けないぞと、競争すれば勝てるという、そういう自信を持った要望であるわけです。対等な条件を与えてくれれば日本の商工業は世界で有利に戦えると、それだけのものを持っているという意思表示だということなんです。

そして反面、当然農業に関しては厳しい条件があります。しかし、ではT P Pがなければ日本の農業の未来は明るいのかと考えたときに、今でも後継者の問題や単価の下落、非常に苦しい問題を苦しい農民の方は強いられているわけです。それをいかにして打開していくか。それはもう国として国家間競争に勝っていく、そして国の経済力を高めて国が潤えばそれを農業の支援に回せるわけです。これ目先の農業がだめだからと言って、これに反対することはもう共倒れですよ。(笑い声) 長所を伸ばして弱点をカバーする、そういう方向で長期的に考えていかないと日本の農業もなかなか支援ができない。それはもう今、T P Pがない今の

現状を見ればわかると思います。そういったものを踏まえてですね、ぜひ日本の長所を生かしてそういう農業、いわゆる分野、競争力のない分野をカバーしていくという、そういう戦略が必要だろうと私は考えております。

だから、アメリカが消極的だということは逆に日本にとっては有利だということなんですよ、私たちが思っている以上に。国家間の交渉は利害が対立する、アメリカが嫌がっているということは日本にとって私たちが思うように有利である可能性がある。そういう捉え方をすべきであって、アメリカが嫌がっているから日本もやるべきでない、そういうアメリカ追随の発想はすべきではないですよ、と思います。

そして最後に……（笑い声）（発言する者あり）この請願者の発起人。農民運動佐賀県連合会、このホームページをちょっと見てみましたけれども、その上位団体の農民運動全国連合会というホームページがありましたので見てみましたが、確かに農業を守ろうという活動をされているのはわかるんですけどもその中にですね、ホームページの冒頭といいますかトップページに、安倍政権に痛撃を与えTPP批准を断固阻止するとかですね、戦争法案の強行可決に抗議し撤回、廃止を求めるとか、これ農業とはちょっと違うんじゃないかと。

**○議長（杉原豊喜君）**

朝長議員、請願書に対する反対の意思を。（笑い声）（発言する者あり）

**○3番（朝長 勇君）（続）**

そういった意味でもこの発起人、請願者がこう……（発言する者あり）されている団体が非常に政治的に偏りを持っているのではないかとというのが感じられます。

そういった面を総合しまして、この請願は採択すべきではないと考えます。ぜひ御賛同よろしくをお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

今ですね、反対の立場でいろいろお話がありましたけれども、これは一市民がこういう意見書を出してもらいたいという請願でありますので、文面がいろいろあろうと思いますけれどもその委員会に付託されておりますので、これを精査してどういう、先ほど池田議員からありましたけども願意を酌み取ってほしいということでありましたので、その委員会でどうしたらこの一市民の声を届けることができるかということを考えるのが議会の私は役目だと思っております。

よかったら委員会のほうで文言修正して出してもらえばよかったんですけども、私は基本的に請願というのはできるだけ取り上げて、なかなかそれが実現するわけではございませんがこういう声もありますよというのを挙げていくのが議会の仕事だと思っております。

以上です。（発言する者あり）（「内容についてじゃなくて願意についての意見ですから、

内容についてのこと言わせないと我々賛成討論と反対討論ができないです」と呼ぶ者あり)  
〔討論じゃなかないの〕と呼ぶ者あり)

○議長（杉原豊喜君）

討論いいです。

まだ石丸議員……（発言する者あり）

○8番（石丸 定君）（続）

だから出してくださいって言ってる。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。静かに。

○8番（石丸 定君）（続）

だから。まあいいや。（発言する者あり）

だから賛成って言うたやん。そういうことです。（発言する者あり）（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

請願の提出を求めるといことですね、意見はよくわかりました。

ほかに討論ございませんか。

〔20番「議長」〕

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

委員会で反対、反対の立場で討論したいと思います。

今、7番議員、8番議員、願意ということを使われました。願意のほうも、もちろん我々も見ております。願意で見た場合に、臨時国会でTPPを批准しないことということでのっております。願意はこれだと思えます。例えば、その中でもTPPに関してもっと深く、例えば批准しないじゃなくてさらに検討深めてほしいとか、そういう言葉が入ってればまた少しは違ったかもしれません。

内容に関して、委員会できちんとしたのかという疑義がありました。その中で発言した者の一人としてちょっとだけ、もう話せば長くなります、ちょっとだけ言いたいと思います。

例えば、一番最初の文言。文言は参議院選挙で勝ったところはTPP農業圏で、それがすべてTPPイコール反対というふうに書いてあります、一番当初。それは私自身は、例えばこの佐賀の農業圏は自民党の福岡候補が全国で一番最初に当確が出るぐらい当選されました。その他の地区によってもすべてがそうだとは限らない。でもこの文書ではそういうふうに断言されている。こういうところにも疑義がある。

2つ目は、例えばTPP協定には関税の撤廃・削減をしないという例外が一つもないと、

ここの文書には断言されている。ところが別段の定め、2章の4条だったかな、では別段の定めとしてTPP協定の附属書にそういうことで明記されてます。だからそういうことも違うんじゃないかと。

3つ目、日本だけがこういうことを義務づけられているということなんですけども、協議を行うということを明記されているだけで、義務づけられているということはないということも私自身、委員会で発言させていただきました。

例えば、ここの③の部分。本当はここまで長く話すつもりはなかったんですけども、細目をしてないということと言われたので私自身その場におりましたし、私自身も言いましたので。関税条例は155品目ですけども、それを直せば594細目になるんですね。155品目ですけども594か。(発言する者あり)594じゃなかったかな。(「584」と呼ぶ者あり)584か594、ここの数字はちょっと10個違いますけども。その中の170が影響するんですね。その170の中でも、それは輸入をしていない、反対にそれを輸入しないほうが国産農業についてメリットが出る。そういうふうなことでのってる。だから、これもすべてが実績がないとかそういう部分で影響がないということがあります。

そしてもう一つ、アメリカ大統領のことを言われましたけども、クリントン大統領候補。トランプ氏は公約でものせてらっしゃいます。クリントン大統領候補は、現時点ではという言葉も使っておりましたし、そしてASEANがあったとき、ASEANこの前あったときですね、オバマ大統領はTPP批准に対して全力を傾けたいという言葉も使われておりますし、さらに9月の12日に行われたアメリカ大使館公邸での12大使を集めての話し合いの中では、TPPに関してはそのまま批准すると。早期に批准をやっていききたいということで大使の中ではできているというふうにも聞き及んでおります。

いろんな部分に関してこれに関しては、これをそのまま願意ということでおっしゃいましたけども、ここから私の個人的なことを言わせていただきますけどもTPPの採択、批准に関しては細心の注意を払って国内の農業を保護しながらやっていかなきゃいけないという立場は私も一緒です。ただ、これをやめなさいという願意は私自身は認めることができないので反対というところで立っております。TPPは、細心の注意を払ってやっていきたいということなら私わかります。でも、それも批准するなということで断言されている部分は私はどうしても納得いかない。

例えば、ここで何度か私一般質問で言いましたけども1964年木材の輸入が、関税がなくなりました。そのとき以降どうなったかという日本は山が死にました。そういうことがならないように今度のTPPも政府は細心の注意を持ってやっていただきたいということの願意なら私も酌み取りたいと思います。ただやみくもに反対、仮の話を言えば集团的自衛権のことが戦争法案というふうに切りかえられてしまった、言葉巧みに。そういうことになっちゃいけないので、きちんとした願意を酌み取って私は反対という立場で討論させていただき

ました。

議員各位の賛同をお願いしたく、以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第2号につきまして原案賛成、また紹介議員として賛成の討論を申し上げたいと思います。

私はこの請願が提案をされ、産業建設委員会に付託され、審議をされ、委員長報告全会一致で不採択という報告がありました。そのことに対して今、請願に関して賛成討論、反対討論が行われました。聞いてまして、まさに市民の間でもこのT P P協定に関して意見が二分しているということがまざまざと明らかになりました。

そういうとき、さきの通常国会で政府はどんな対応をされたでしょうか。（笑い声）（「全会一致や」と呼ぶ者あり）国民にすべての情報開示をして国会で慎重な審議をされたでしょうか。結果として私たち新聞、テレビを見て感じるのは、さきの国会でまさに協定の中身が黒塗りで示されてる。これで国会議員の皆さんも含めて、国民が知り得ない状況のもとで日本の国の将来を担うこのT P P協定がまさに強行可決されていいのかどうか問われているんじゃないでしょうか。

私はすべての情報が開示され、国会で十分な議論をし、国民もまさに意見が合意する。賛成か反対か本当にかみ砕く、それが議会制民主主義の根本ではないでしょうか。

2つ目には、2012年の総選挙のとき現内閣の中にも現職大臣の中にも当時選挙区公約でT P P断固反対、嘘はつきません。こうした自民党の皆さんのポスターも各地に見られました。

私は先ほどの討論を聞きまして、まさに日本の国論を二分している問題の一端を意見表明されましたけれども、これまで日本の歴史の中で今田んぼを見れば、まさにお米が黄色く色づき、実るほど頭を垂れる稲穂かなと言葉がありますが、まさに2000年の日本の米の文化の歴史は絶えさせるわけにはいかないと考えております。

私はこのT P Pの臨時国会での批准はまずストップをして十分な国会での審議をしてもらう。そして国民に情報を開示していただくこと、そのためにこの請願が採択され、賛成を申し上げて賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

12 番古川議員

○12 番（古川盛義君）〔登壇〕

臨時国会でT P P協定の批准をしないことを求める請願ということでございますが、反対の立場で討論をさせていただきます。

T P Pと申しますのは農業だけではないわけでございます。日本が明治維新以来、世界に

類を見ない発展をしてきたというのは産業分野、輸出、輸入、それはいろいろございます。ですが、世界を相手に商売をしてきたということではないかと私は考えます。

そこで、提案者は農業の分野のみを言われるわけでございますが、農業もＴＰＰの一分野でございます。結局、外国産の米が入ったら今の農業者が成り立たないと言われますが、政府としても以前、タイ米、東南アジアから緊急輸入をしたときも、ちゃんと農水省は農業者の保護もし、今でもやっておるわけでございます。ですから、このＴＰＰで農業が立ちゆかなくなるというようなことは絶対ないと私は確信をいたしております。

アメリカが、クリントンさんが今選挙があつておりますが、賛成をしていないと言われますが、日本の農産物もしかり、自動車、通信技術、情報産業、すべてがアメリカを相手にしなければ日本の国益はないということでございます。ですから、私はこのような国会で協定を批准をしない請願ということよりも、県民運動佐賀県連合会ですか、ちょっと私初めて聞いたんですが、もう少しちゃんとした団体の推薦をいただいて、ここで議論をしていただきたい。私はそう考えます。皆様の御賛同よろしく申し上げます。（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより請願第２号を採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択であります、委員長の報告についての採決ではなく請願書原案についての採決を行います。

請願第２号 臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第２号は不採択とすることに決しました。

#### 日程第８ 第５８号議案

日程第８．第５８号議案 平成２８年度武雄市一般会計補正予算（第６回）を議題といたします。

本議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に報告を求めます。末藤総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第５８号議案 平成２８年度武雄市一般会計補正予算（第６回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出については職員研修委託料、情報セキュリティ強化対策委託料、職員退職手当基金積立金、協働まちづくり地域交付金などが主な補正内容でございました。

職員研修委託料については、全職員を対象としてユニバーサルマナーの研修を行い、高齢者や障がい者などあらゆる市民への対応したスキルや知識を習得し、接遇力の向上を図るとの説明を受けました。

情報セキュリティ強化対策委託料については、マイナンバー施行に伴うセキュリティ強化費として、国からの内示額と同額を当初予算で計上していましたが、武雄市の仕様に合わせて金額を精査した結果、不足が生じた 970 万 9,000 円の増額補正と説明がありました。

委員の中から、今回のセキュリティ強化に市内の小中学校も含まれるのかという質疑がありましたが、市内の小中学校のセキュリティについては一定の確保がなされているとの回答がありました。

歳入については、今年度の普通交付税の額が確定したことによる減額補正、前年度繰越金で生じた一般財源を活用し、公共施設整備基金及び財政調整基金から一般会計への繰入額の減額補正などの説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入項目の 14 款 3 項 4 目 1 節小中学校費委託金で 292 万 3,000 円を計上してある不登校児童生徒への支援モデル事業委託金は、国からの委託事業であり、増加傾向にある不登校児童生徒に対しタブレット端末を活用した学習支援が計画されております。具体的には ICT 支援員を 1 人配置し、適応指導教室「スクラム」や武雄中学校のスクラム分室を利用する児童生徒への習熟度別学習支援や、ひきこもり児童生徒への巡回指導の中で学習支援を予定しているとのことでした。

歳出項目の 3 款 1 項 1 目 25 節積立金で 1 億円を計上してあるのは、余剰財源の一部を地域福祉基金に積み増しするものと説明がありました。

3 款 2 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金で公的介護施設等整備補助金として 182 万 5,000 円を計上してあるのは、介護従事者の負担軽減を図るために介護ロボットなどを導入される市内 2 事業所に対し補助をするもので、市内 2 事業所とは朝日町の介護老人保健施設たんぼぼ及び北方町の特別養護老人ホーム杏花苑であるとのことでした。

4 款 1 項 2 目 13 節委託料 566 万 3,000 円を計上してあるのは、本年 6 月に予防接種法が改正されたことに伴い、乳児への B 型肝炎ワクチンの接種が義務づけられたことによる医師会への委託料であるとのことでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

7 款 1 項 4 目観光施設費の池の内ため池取付道路測量設計業務委託料は、ことしの春に市制 10 周年リレーマラソンのコースになったところであります。延長 20 メーターにわたり亀裂が入っているということでした。そのため亀裂が生じた原因を調査して効果的な工事の施行方法を確定させるため、原因調査と復旧工事に係る測量設計の委託を行うとのことでした。

委員からは、平成 26 年度拡幅を行い舗装を行ったばかりであることから、当初の設計をした業者に瑕疵がなかったかの検証や補償を求めることができないかという質問がありました。執行部からは、施行的に現状の地番に L 型擁壁を建てていると。今の状況を見ると L 型擁壁が下がっているのか曲がっているのかという詳細も見えない。そのあたりについて下の地盤関係が流水があったのかどうか定かではないので、その調査を含めた形で今回お願いしているという説明を受けました。

8 款 2 項 2 目道路維持費の工事請負費は、舗装面劣化により排水不良を起こしている温泉通りの舗装補修工事と、商業施設の開発に伴う市道竹下三船線の側溝及び舗装の補修工事とのことでした。

委員からは、温泉通りの舗装補修工事の方針に対しての質問や意見がありました。執行部からはこの武雄温泉線 7、8 年ぐらい前に下水道工事をした際に石張り舗装というか、そういう形で舗装をされていたと。その下水道工事の後に地元協議の結果、今の舗装、つまりカラー舗装といいます特殊な舗装でなされている。この舗装が思ったより劣化が激しく表面の荒れた部分が側溝の目地につまっております、ことしの 6 月 22 日の災害時に冠水したとりとか、一部の店舗に雨が流入したりとかあったということであります。それで今回、地元の要望を受けまして通常の黒舗装で排水性の高いアスファルト性の簡易的な舗装をしたいという説明を受けました。

11 款 1 項 1 目、同じく 2 項 1 目の現年災害復旧費については 6 月 22 日の豪雨により被災した農地・農業用施設 122 カ所、道路・河川の公共土木施設 55 カ所の災害復旧工事を行うということでありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 58 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）についての反対の討論を申し上げます。

今回の補正は、歳入に前年度繰越金 7 億 7,109 万 6,000 円計上され、歳入歳出総額 262 億 2,238 万円となっています。前年度繰越金 7 億 7,109 万円のうち主なものとして支出、財政調整基金に 2 億 500 万円、公共施設整備基金に 2 億円戻し、地域福祉基金に 1 億円支出されています。

基金のうち財政調整基金と公共施設整備基金で、平成 27 年度決算で 68 億 9,000 万円であります。5 年前は約 60 億円。10 年前、合併時、平成 18 年は 35 億円と比較しまして、大きくこの 10 年間でふえていることがわかります。このことを踏まえてこの間、平成 25 年度から国保会計に一般会計から繰り入れをされています。

補正予算の民生費の 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の地域福祉基金積立金に 1 億円積み立てられていますが、審議の中で平成 27 年度全国で国保世帯の保険者の保険料の引き下げ要求に対し、国は保険者支援金として 1,700 億円の地方への支援金を歳出されました。武雄市ではその額が歳入に 6,986 万 9,121 円、約 7,000 万円繰り入れをされています。これは本来、直接保険者の保険料軽減に回すべきではなかったでしょうか。この措置は保険料の引き下げを図ること、またさらに一般会計からの繰り出しを約 7,000 万円増額できる根拠があるのではないのでしょうか。

前年度繰越金の補正予算の執行に反対の討論を申し上げ反対といたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

11 番山口裕子議員

**○11 番（山口裕子君）〔登壇〕**

第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）に対しまして、賛成の立場で討論申し上げます。

ただいま江原議員がるるおっしゃいましたが福祉文教に関して言わせていただきますと、ただいま言われた低所得者層への国保税軽減については武雄市は既に基準に沿った軽減措置をなされており、その補填については県支出金とともに市の一般会計から繰り入れられています。

一般会計の余剰金のうちから1億円を地域福祉基金に積み立てるということについては、市民の保健福祉の増進を図り地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるという、地域福祉基金設置の目的に沿った予算編成であり、何ら問題がないと考えますので議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

16番宮本議員

**○16番（宮本栄八君）〔登壇〕**

58号議案に反対の立場で討論させていただきます。

私の内容というのは（8）ページの土木費2,000万の道路の補修費ですけども、この中にコスモスさん前の補修と温泉通りの補修があるということです。

それで、私がこだわっているのは温泉通りですね。一番メインの温泉の近くで温泉通りのこれまで、まず県のまちの顔づくり事業というのがありまして、それで土木事務所の相川所長さんたちが一生懸命頑張って、まずタイルにしたと。そのとき壊れてはいかんからお祭りの山車にタイヤをつけるとかいろいろこうやってきたわけですね。それで下水道になって、御影石風のカラー舗装になっているわけなんですよ。

それで簡単に言えば、観光道路を一般道路化をここでしょうというのが本当にいいのかなということに対する意見です。武雄の温泉通りがまず最初スタートしました。次、宮の町がそれをまねしてしました。その後、嬉野宿のほうがまねしてしました。その後、塩田宿のほうもまねしてしました。そして県事業として1周したわけなんですよね。一番スタートは武雄の温泉通りだったわけなんですよ。

それで結局のところですよ、ほかのところはどうかといいますと嬉野のほうも塩田のほうもちゃんと維持されているんですよ。ここで外れたやつが溝にはまってあふれてると。それは管理不足であって、カラー舗装に罪はないわけなんですよね。

だから、私がもともと地元の人から言われたのは側溝にとれたやつがはまってるから掃除してくださいと、別に打ちかえんでいいですよと言われたから、それを都市計画課に伝えたわけなんですよね。掃除してくださいと言われて、それは1年も掃除せんけん、あんまりじゃなかねと言いつたら急に打ちかえの話になって、一番金のかからん黒舗装になったわけなんですよ。

それでカラー舗装は壊れやすいということですけど嬉野市の方に聞けば、それは最初の初

めの壊れ始めを修理しないから連鎖的に壊れるだけで、そこをしとけば何も壊れませんよという話なんですよ。だから、武雄市も一回行って温泉通りの補修をしたかなという、補修の跡がないんですよ。だから、ずっとそのままとったということなんですよ。

だから、それをもって管理しにくい一般道路にするというのはあまりにも単純な発想じゃないかなと。そげんカラー舗装に罪はないんですよ、管理者に罪があるんですよ。だから、そういうカラー舗装が悪いから詰まると、それは話が違でしょということが1つですよ。

そして地元への説明と言いますけども、区長さんに何かそういうふうこれが一番安くていい方法といったのかもしれないですけども、区は知らんけど温泉通り振興会の方はその話は知らんよという話ですよ。

そしてまた温泉通りというのは本町と松原に面してますけども、松原の区長さんは聞いていないちゅうわけなんですよ。一方、松原はどういう今動きをしているかちゅうと、県道のすりつけ部分が黒舗装だからこれではいかんと言って、県に今クレームを言っているんですよ。だからそういうちぐはぐもあるんですよ。

だから、ここは一旦予算はついて、そこは1ひねり、2ひねりしてですよ、一番最初のスタート、温泉通りがもう一般道になるということはですね、もうちょっとよく考えていただきたいと思って反対の討論といたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

3番朝長議員

#### ○3番（朝長 勇君）〔登壇〕

第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、宮本議員から温泉通りまちづくりの考え方と申しますか、そういうのを含めてちょっと維持、補修の予算に反対ということでありましたけども、まちづくりの考えについては非常に重要な観点だと私も思います。しかし、今回ちょっとそればかりではなくてコスモスさんの開店に備えた、ちょっと急がなければいけない補修工事や、温泉通りに関しても今溝が詰まって冠水して店の中に浸水したりと、そういう被害が実際にあっているということで急がなければいけないというのがまず第一にあると思います。これがちょっと否決されるとその対応ができないということと、あともしカラー舗装とか景観に配慮した舗装にする場合はどうしても維持費がかかる。これは舗装そのものも高いですし、どうしても強度的にも車を通すと弱い、種類にもよるとは思いますが。そういうのも含めてですね、まちづくりの観点で考える場合は車両の通行規制をしてでも景観に配慮した舗装が欲しいとか、そういう地元等の要望、そういうのを市民からの要望がやっぱり上がってくるというのが非常に大事かなと思います。

今回については応急的な対応も含まれているのもありますし、まずは浸水被害等がないよ

うな対応をすべきと考えまして賛成させていただきます。御賛同よろしく願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 58 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 9 ～ 日程第 13 諮問第 2 号～諮問第 6 号**

日程第 9. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程 13. 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦についての 5 件を一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。小松市長

**○小松市長〔登壇〕**

おはようございます。諮問第 2 号から諮問第 6 号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

本年 4 月 30 日付で 1 名の委員が辞任され、また本年 12 月 31 日をもって 4 名の委員の任期が満了となります。

諮問第 2 号につきましては引き続き現委員の永石千賀子氏を推薦いたしたく、また諮問第 3 号から諮問第 6 号までにつきましては新たに平山峰幸氏、古賀雅章氏、立花泰賢氏、平山又一氏の 4 名の方を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の方々の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

諮問第 2 号から諮問第 6 号までの 5 件について一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第 2 号から諮問第 6 号の 5 件については、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号から諮問第 6 号の 5 件は所管の常任委員会付

託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第2号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって諮問第2号、すなわち永石千賀子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第3号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって諮問第3号、すなわち平山峰幸氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって諮問第4号、すなわち古賀雅章氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって諮問第5号、すなわち立花泰賢氏の人権擁護委員候補者の

推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第6号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって諮問第6号、すなわち平山又一氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

#### 日程第14 意見書第2号

日程第14. 意見書第2号 参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番末藤議員

#### ○15番（末藤正幸君）〔登壇〕

意見書第2号 参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書（案）について、趣旨説明を行います。

趣旨説明につきましては、本文を朗読して説明にかえたいと思えますのでよろしくお願ひします。簡潔にいきたいと思えますけども、割愛するところはありませんでしたので（笑い声）このまま原文読みたいと思えますので御賛同ください。

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書（案）。

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制をとる我が国において参議院は一貫して選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在をしている。

全国的に人口が減少する中、地方が人口流出に歯どめをかけるために努力を重ねる一方で、単純な人口割のみでの選挙区割りでは地方からの選出議員が減少することは明らかであり、結果地方の声が参議院を通じて……（発言する者あり）国政に反映されにくくなり、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。まさに地方を軽視するものと言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では……（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○15 番（末藤正幸君）（続）

その投票率の低下や……（「静かに」と呼ぶ者あり）自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいのになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく以上でも多様な地方の意見が国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区選挙による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、安倍晋三様。衆議院議長、大島理森様。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

いや、そこはよか。

○15 番（末藤正幸君）（続）

ということで、以上の意見書を提出したいと思いますので、議員の御賛同よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

この意見書は今朝初めて議会、庁内来まして見たわけですが、議会運営委員会が朝開会前に開かれて意見書（案）が出てきたわけですが、少なくとも前日ぐらいには提案されると。事務局を通して結構でございますので、会派は一人ですけども会派運営というルールからしましても議長に申し上げておきたいと思いますが。（「議事進行やないか」と呼ぶ者あり）

中身の問題について触れますけれど……（発言する者あり）最後の2行ですが、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求めるという文言がありますが、確かに今度高知や徳島、鳥取、島根が合区をされて非常に戸惑ったと。候補者も県民も戸惑ったというのは我が佐賀県にとりましてそうした状況、いわゆる最高裁の判決のもと一票の格差の問題であります。この文言からいきましてどういう形での解消の措置を考えておられるのか、まず求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員（発言する者あり）

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

解消の措置は今から協議をしていただくということで、ここのその上には書いてあるでしょ。抜本的な見直しを規定されていることからちゅうことで附則にこう書いてあるわけですよ。

この 24 年の改正のときはですね、平成 28 年に行われる参議院の云々と書いてあります。その後 27 年、今回合区を決めるときに平成 31 年に行われる参議院選挙の通常選挙に向け、参議院のあり方を踏まえということで、踏まえてちゅうのが 24 年のとき入っとらんやったわけですね。今回の参議院のあり方を踏まえて選挙区間における議員 1 人当たりの人口格差の是正を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、そして必ず結論を得るものとする附則を書いてあるわけですね。

だから、今から十分検討を行い必ず 31 年の選挙のときには結論を出すというふうに今回、そういうこの合区のことを検討するとき、そこまでうたわれておるところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

選挙制度そのものは、まさに日本のすべての事柄のスタートだと思います。そのことを考えますと、この意見書は私たち議員にとってもやはり慎重な活動、行動が求められると思います。そういう意味でも案が提案されておりますので私が意見として思うのはいわゆる合区、今回実施されて……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

意見は討論で言っていただきたいと。

委員長質疑をお願いします。

○23 番（江原一雄君）（続）

意見書の中にこの思いを委員長がどう受けとめられていただけるか、お伺いしたいと思います。

この一票の格差というのが最大の問題だと思います。だから、合区でないような形をとるためには、いわゆる定数を減らすんじゃなくて定数増をつくる以外ないんですよ。そのことを考えますと都市圏でやっぱり人口流入のもと首都圏 4,000 万人おられる。そういう意味でさいたま市や神奈川区などは紛れもなく 40 万、50 万票、本当の一票の格差。地方と比較しまして出てくるわけですね。

そういう意味では、今提案者が申されたように公職選挙法の附則において抜本的見直しが

規定されていることから踏まえてですね、そうした国民の思い、市民の思いを、ぜひそういう立場で取り上げてほしいと、機会があれば関係機関にも申し述べてほしいということをお願いしたいと思っておりますので、提出者としての意見はいかがでしょうか。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

末藤議員

○15番(末藤正幸君)〔登壇〕

私もこのとおりでございます。今の意見書のとおりでございます。私の気持ちはそうでございます。今江原議員がおっしゃったように私も思っておりますので、当然この合区というのはあんまりよくない……(発言する者あり)方法でございます。

そういうことでございますので賛同よろしくをお願いしたいと思います。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〔21番「議長、議事進行」〕

ちょっと待ってください。

ただいま可決されました意見書については、送付文を起草の上、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

21番松尾初秋議員

○21番(松尾初秋君)〔登壇〕

ただいま議事進行の内容を言いますけども、ただいま意見書第2号の趣旨説明があつてですよ、その省略の声があつてるのにそれを認めない議長は何の根拠で認めないですか。(発言する者あり) そういう声があつているのですよ、それを聞きたいんですけど。

○議長(杉原豊喜君)

ただいまの松尾初秋議員の議事進行ですけど、意見書を提出議員としての説明をされてい

る中であって、私はそれを本人が自主的にやめられるのはいいわけですね。それをやめてくださいとはなかなか言えないということですね。説明される方もそこら辺を十二分に理解して今後は対応をお願いしたいと思います。これでいいですか。(発言する者あり)

静かに。静かに。

#### 日程第 15 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第 15. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれの閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年 9 月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時27分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 吉 川 里 己

〃 議 員 朝 長 勇

〃 議 員 池 田 大 生

〃 議 員 上 田 雄 一

会 議 録 調 製 者 友 廣 秀 敏

